

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部改正について

(1) 税率等の改正について

〈改正条項 第3条から第7条〉(新旧対照表 4ページ)

【改正前の税率等】

	①所得割の税率	②均等割額
基礎課税額	6.88%	38,400円
後期高齢者支援金等課税額	2.32%	12,800円
介護納付金課税額	1.70%	12,000円

【改正後の税率等】

	①所得割の税率	②均等割額
基礎課税額	7.16%	41,700円
後期高齢者支援金等課税額	2.50%	14,800円
介護納付金課税額	2.11%	14,800円

(2) 所得状況などによる7割・5割・2割均等割軽減額について

〈改正条項 第19条第1項〉(新旧対照表 5～7ページ)

これまでも所得状況に応じて、均等割額のうち7割・5割・2割の額を減額していましたが、(1)②均等割額の改正により、減額する額が改正となります。

【改正後の軽減額】

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
7割軽減額	29,190円	10,360円	10,360円
5割軽減額	20,850円	7,400円	7,400円
2割軽減額	8,340円	2,960円	2,960円

【参考】軽減イメージ図(基礎課税額の場合)

軽減無し	41,700円(均等割額)	
7割軽減	29,190円を軽減	12,510円
5割軽減	20,850円を軽減	20,850円
2割軽減	8,340円を軽減	33,360円

（３）未就学児の均等割額の軽減について

〈改正条項 第１９条第２項〉（新旧対照表 ７ページ）

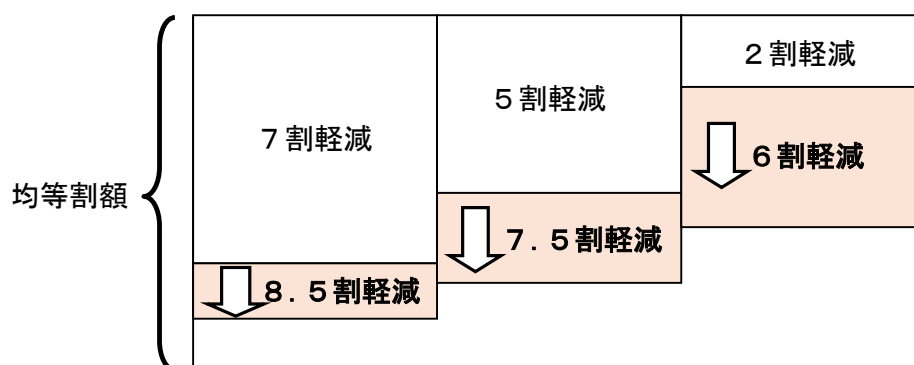
これまでも未就学児に係る均等割額を５割軽減しておりましたが，（１）②均等割額の改正により，軽減後の課税額が改正となります。

なお，（２）７割・５割・２割の軽減に該当する世帯は，未就学児の軽減イメージ図のとおり，減額後の額が５割軽減となります。

【改正後の未就学児均等割額】

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額
７割軽減後	６，２５５円	２，２２０円
５割軽減後	１０，４２５円	３，７００円
２割軽減後	１６，６８０円	５，９２０円
軽減無し	２０，８５０円	７，４００円

【参考】未就学児の軽減イメージ図



（４）税率改正による影響緩和のための減免について

〈改正条項 付則第１７項〉（新旧対照表 ８ページ）

令和７年度分の国民健康保険税の減免について，（１）税率等の改正による影響を緩和するための措置として，１８歳未満（小学生から高校生世代以下）の被保険者の均等割額を５割減免するため，所要の改正を行います。

令和7年3月28日

ひたちなか市議会

議長 薄 井 宏 安 殿

文教福祉委員会

委員長 清 水 健 司

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- （1）福祉行政について
- （2）教育行政について